

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 少額減価償却資産の判定と消費税

**Q** : 当社は、先日、100,275円（消費税等込）の応接セットを購入しました。この場合、税抜金額は95,500円となりますので、少額の減価償却資産に該当することになりますか。

**A** : 消費税等の経理方式により異なります。

#### 【解説】

法人がその事業の用に供した減価償却資産で、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものについては、事務の簡素化という観点から償却計算を行わず、事業の用に供した日の属する事業年度で、損金経理をしたときは、損金の額に算入することができます。

この場合、取得価額に消費税等が含まれるかどうかは問題となりますが、これについては、法人が適用している消費税等の経理方式に応じて判定することになります。つまり、法人が税抜経理方式を適用している場合、消費税等は仮受又は仮払ですので、取得価額には含まれませんが、税込経理方式を適用している場合には消費税等を含むこととなります。

ご質問の場合、税抜経理方式を適用していれば、応接セットの取得価額は95,500円となりますので、事業の用に供した日の属する事業年度において少額減価償却資産として損金経理をしたときは損金の額に算入することが認められます。一方、税込経理方式を適用している場合には、取得価額が100,275円となりますので、少額の減価償却資産として損金の額に算入することは認められません。



KIMIYO-I